

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【会社名】	株式会社S I G
【英訳名】	SIG Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 純生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北四丁目2番1号
【電話番号】	03-5213-4580
【事務連絡者氏名】	専務取締役 八田 英伸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北四丁目2番1号
【電話番号】	03-5213-4580
【事務連絡者氏名】	専務取締役 八田 英伸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第30期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額34,158,780円

剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制移行のため、2021年10月1日を効力発生日として、当社のシステム開発事業及びインフラ・セキュリティサービス事業（ただし、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部に関する業務を除く）を、当社の完全子会社である株式会社S I G分割準備会社へ承継させる吸収分割に係るものであります。

なお、同日付で、当社は「株式会社S I Gグループ」に、吸収分割承継会社は「株式会社S I G」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

第3号議案 定款一部変更（1）の件

当社が持株会社体制に移行することに伴い、第2号議案「吸収分割契約承認の件」の承認可決を条件として、その効力発生日に、当社の商号及び事業目的を変更するものであります。

第4号議案 定款一部変更（2）の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、石川 純生及び八田 英伸の2名を選任するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、平林 尚人、中山 英志及び青木 喜彦の3名を選任するものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を年額400百万円以内と定めるものであります。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内と定めるものであります。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額80百万円以内の金銭報酬債権を支給するものであります。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	41,753	61	-	（注）1	可決 99.85
第2号議案	41,771	43	-	（注）2	可決 99.89
第3号議案	41,708	103	-	（注）2	可決 99.75
第4号議案	41,709	105	-	（注）2	可決 99.74
第5号議案				（注）3	
石川 純生	41,259	554	-		可決 98.67
八田 英伸	41,702	112	-		可決 99.73
第6号議案				（注）3	
平林 尚人	41,690	118	-		可決 99.71
中山 英志	40,949	859	-		可決 97.94
青木 喜彦	41,690	118	-		可決 99.71
第7号議案	41,666	142	-	（注）1	可決 99.66
第8号議案	41,669	139	-	（注）1	可決 99.66
第9号議案	40,676	1,138	-	（注）1	可決 97.27

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上